

告 示

埼玉県告示第千百四十七号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和3年度）

（単位：人）

職種	採用	退職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	760	227	63	129	6	233	0	4	0	662
研究職	16	7	1	4	0	8	0	0	0	20
医療職	95	23	8	28	0	33	0	0	0	92
技能労務職	12	12	3	1	0	14	0	0	0	30
教育職	4,804	1,057	122	422	28	2,505	0	6	0	4,140
警察職	390	146	36	137	9	25	0	2	0	355
企業職	34	6	0	5	0	8	0	0	0	19
合計 (構成比)	6,111	1,478 (27.8%)	233 (4.4%)	726 (13.7%)	43 (0.8%)	2,826 (53.1%)	0	12 (0.2%)	0	5,318

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、及び下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和3年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	207	133	131	86	56	26	11	5
研究職	9	4	5	2	1	0	0	0
医療職	25	7	8	11	3	1	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	0	1	1	0	0	0	0
企業職	21	16	13	13	11	3	0	0
合計 (構成比)	263 (32.6%)	160 (19.9%)	158 (19.6%)	113 (14.0%)	71 (8.8%)	30 (3.7%)	11 (1.4%)	6

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	77	54	34	10	9	7	1	1
医療職	2	4	1	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	79 (39.7%)	58 (29.1%)	35 (17.6%)	10 (5.0%)	9 (4.5%)	7 (3.5%)	1 (0.5%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	179	237	8	186	12
合計 (構成比)	179 (29.3%)	237 (38.9%)	8 (1.3%)	186 (30.5%)	12

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	282	179	57	40	24	1
一般職員	33	21	2	3	2	0
研究職	0	2	0	0	0	0
合計 (構成比)	315 (48.8%)	202 (31.3%)	59 (9.1%)	43 (6.7%)	26 (4.0%)	1

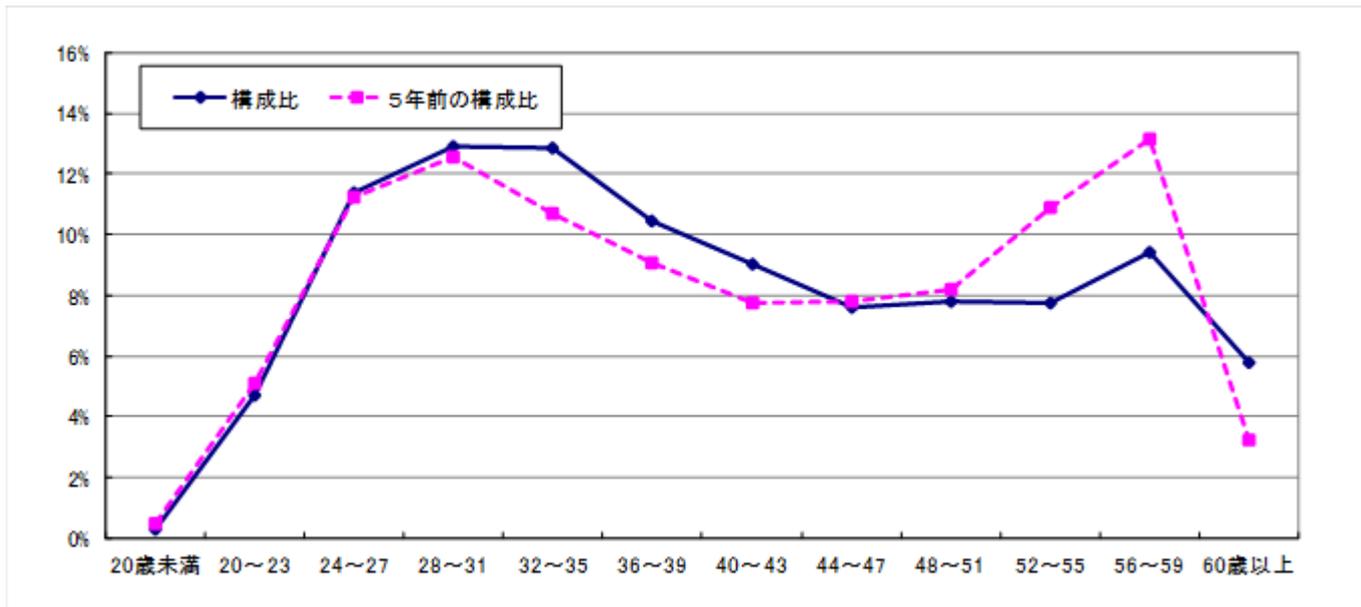
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	66	67	+1	執行体制の強化
		総務	1,241	1,211	▲30	オリンピック・パラリンピック課の廃止
		税務	567	569	+2	執行体制の強化
		民生	1,029	1,049	+20	児童虐待防止対策の体制強化
		衛生	1,551	1,587	+36	新型コロナウイルス感染症対応の体制強化
		商工	322	328	+6	ウィズコロナ下での経済雇用対策
		労働	196	198	+2	執行体制の強化
		農林水産	896	903	+7	全国植樹祭の開催に向けた準備
		土木	1,287	1,283	▲4	執行体制の見直し
		小計	7,155	7,195	+40	
		教育部門	40,666	41,080	+414	国の定数改善に伴う増
	警察部門	12,860	12,858	▲2	執行体制の見直し	
	小計	60,681	61,133	+452		
公営企業部門	病院	186	184	▲2	執行体制の見直し	
	水道	342	339	▲3	執行体制の見直し	
	下水道	130	127	▲3	執行体制の見直し	
	その他	111	109	▲2	執行体制の見直し	
	小計	769	759	▲10		
合計		61,450	61,892	+442		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	185人	2,920人	7,045人	7,984人	7,966人	6,466人	5,596人	4,687人	4,832人	4,807人	5,839人	3,565人	61,892人

(5) 職員定数の適切な管理

多様な課題に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直しを行うとともに、今後の人口減少等を踏まえ、業務のスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員定数の適正な管理を行っています。その上で、急増する自然災害など県民の生命や財産に重大な影響を及ぼす事案等には必要な範囲内で増員しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 667 1425 936"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1014 1425 1283"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 913"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1012 1444 1196"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	7,385,848	2,499,335,860	34,836,651	548,507,717	21.9	26.5

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	60,681	249,677,204	61,436,087	100,554,164	411,667,455	6,784

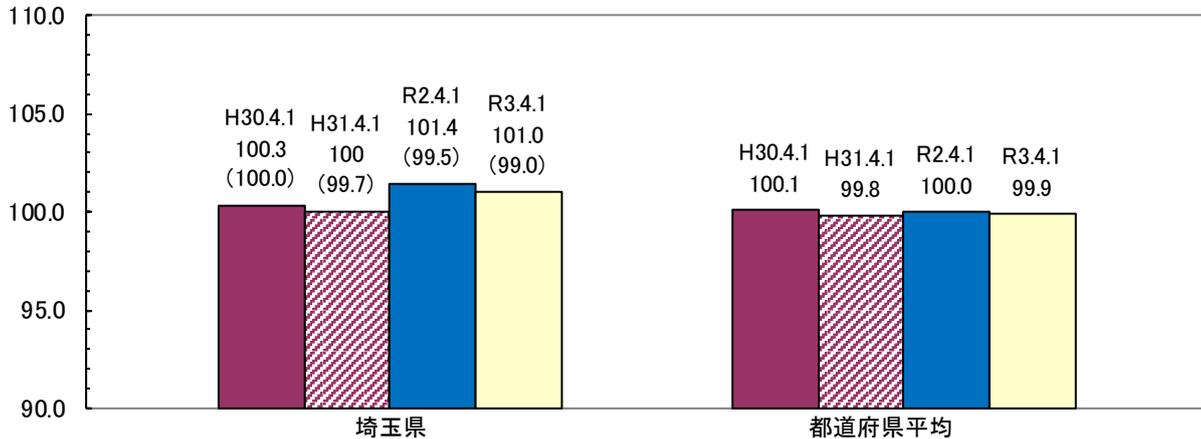
(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.9 歳	317,883 円	413,865 円
技能労務職	55.8 歳	337,174 円	392,780 円
高等学校等教育職	43.0 歳	360,172 円	426,529 円
小中学校教育職	39.8 歳	345,800 円	407,676 円
警察職	38.1 歳	334,485 円	481,898 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	191,664円	204,360円
	高校卒	157,333円	168,506円
技能労務職	高校卒	159,872円	171,756円
	中学卒	144,078円	152,660円
高等学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
	高校卒	168,709円	184,148円
小中学校教育職	大学卒	214,111円	228,230円
警察職	大学卒	222,135円	236,457円
	高校卒	193,594円	202,126円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

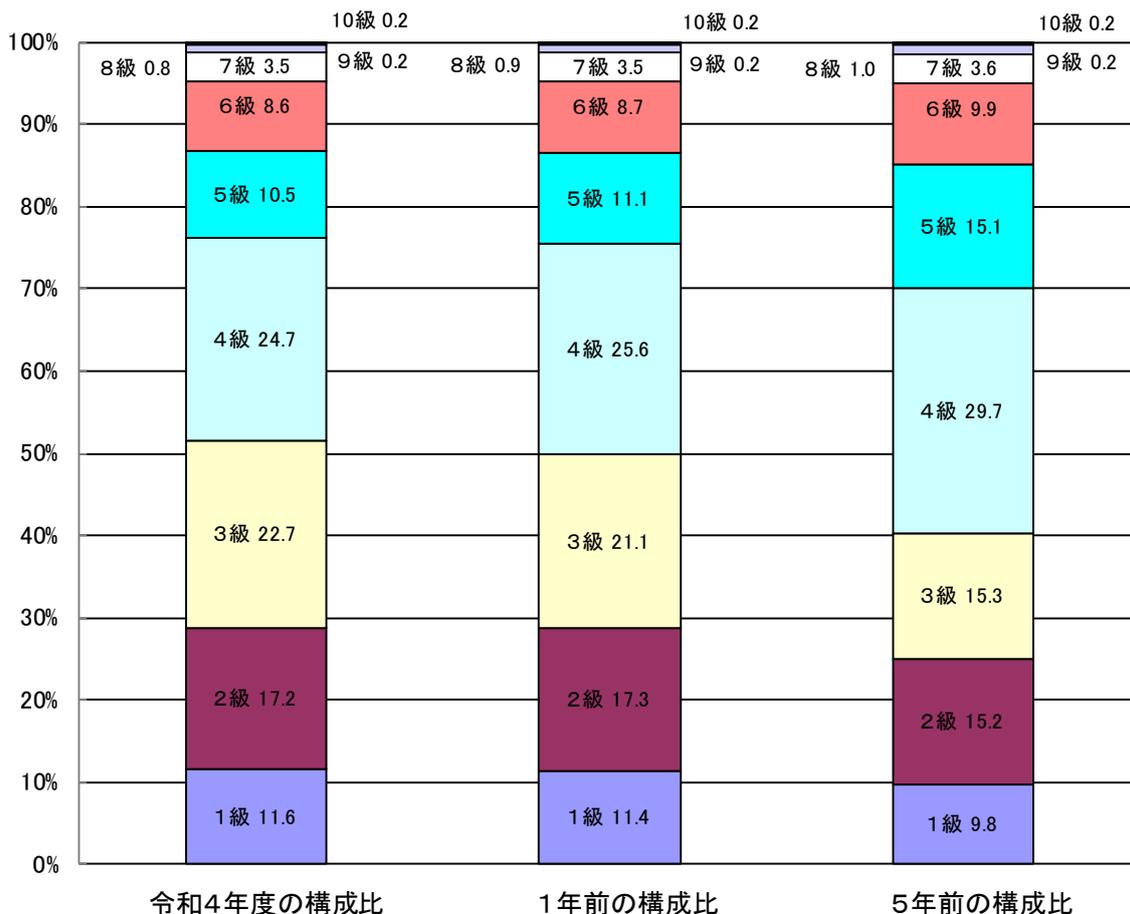
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,850円	372,734円
	高校卒	250,741円	327,026円
技能労務職	高校卒	-	-
	中学卒	-	-
高等学校教育職	大学卒	342,628円	416,995円
	高校卒	283,063円	328,777円
小中学校教育職	大学卒	340,843円	411,543円
警察職	大学卒	316,705円	401,990円
	高校卒	280,296円	368,739円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,082	人 1,605	人 2,120	人 2,314	人 984	人 804	人 331	人 77	人 14	人 16	人 9,347
構成比	% 11.6	% 17.2	% 22.7	% 24.7	% 10.5	% 8.6	% 3.5	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和3年度決算） 1,617千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

埼 玉 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算)	(自己都合) 1,631千円	(勸奨・定年) 21,766千円			

- (注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	21,574,253千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	356千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	9,347人
東京都特別区等	11.3%	11人

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	2,772,526千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	113千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度決算）	40.3%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	13,190,952 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	596 千円
支給実績（令和2年度決算）	12,647,686 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	586 千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,076,276	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,579,714	千円 331
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 86,047	千円 2,264
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 5,759,526	千円 107
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 20,444	千円 401
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 -	千円 -
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 -	千円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,060,448	千円 244
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,319,091	千円 273
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 94,372	千円 519
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,203,633	千円 822
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,275,261	千円 65
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 178,205	千円 307
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 222,180	千円 354
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 23,159	千円 257

(10) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和3年度支給割合) 3.25月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,857,555	千円 34,316	千円 194,833	% 10.5	% 12.2

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,764千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	27人	千円 98,821	千円 30,616	千円 39,184	千円 168,621	6,245千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
40.6歳	345,387円	522,197円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和3年度決算）	
1,411千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和4年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	0円	0千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	8,438千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	301千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	28人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	2,894千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	170千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	60.7%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	9,043千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	348千円
支給実績 (令和2年度決算)	8,056千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	287千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		2,233千円	248千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		2,828千円	314千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		3,375千円	147千円
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		1,318千円	51千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		0千円	0千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		1,812千円	906千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 42,250,182	千円 2,163,344	千円 2,320,101	% 5.5	% 4.5

(注)1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費637,351千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	340人	千円 1,319,768	千円 413,752	千円 528,170	千円 2,261,690	6,652千円

(注)1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.3歳	355,798円	548,193円

(注)1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和3年度決算)	
1,528千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注)1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	78千円	21,722千円

(注)1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		113,755千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		330千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	345人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		42,808千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		178千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)		69.9%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	113,977千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	362千円
支給実績 (令和2年度決算)	104,079千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	333千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		33,926千円	239千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		28,416千円	347千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		49,858千円	1,539千円
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		23,615千円	75千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円~31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		47千円	16千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		30,127千円	1,004千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 4,272,858	千円 104,681	千円 176,368	% 4.1	% 1.3

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費228,376千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	51人	千円 195,862	千円 59,091	千円 80,467	千円 335,420	6,577千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.0歳	353,197円	539,404円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算)	
1,578千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	17,148千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	336千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	51人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	1,261千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	55千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)	45.1%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	16,153千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	367千円
支給実績 (令和2年度決算)	14,483千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	425千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		5,122千円	341千円
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		4,574千円	352千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		0千円	0千円
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,527	千円 142
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		0千円	0千円
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		0千円	0千円

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		156千円	4千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		21千円	11千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0千円	0千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		7,593千円	1,087千円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 47,172,791	千円 2,173,719	千円 634,291	% 1.3	% 1.5

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費500,952千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 129	千円 501,216	千円 137,221	千円 201,916	千円 840,352	千円 6,464

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和4年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42.3歳	369,054円	629,243円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (令和3年度決算)	
1,746千円	
(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	1.90月分
(1.35月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和3年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		44,209千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		354千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	125人
東京都特別区等	11.3%	0人

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		8千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度決算)		11.3%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和3年度決算)	42,166千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	458千円
支給実績 (令和2年度決算)	50,867千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	541千円

(注) 1 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 11,478	千円 225
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 9,130	千円 326
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 15,860	千円 154
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 76	千円 5
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,479	千円 1,034

(注) 令和3年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

令和3年の職員1人当たりの平均使用日数： 10.6 日

(3) 病気休暇の取得状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	332
教育委員会	843
警察本部長	183
計	1,358

(4) 特別休暇の状況（令和4年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血族</td> <td>姻族</td> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—	2親等傍系者	3日	1日	3親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1親等直系尊属	7日	3日																										
1親等直系卑属	7日	1日																										
2親等直系尊属	3日	1日																										
2親等直系卑属	1日	—																										
2親等傍系者	3日	1日																										
3親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和3年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	8	8	2	5	1	0	0	0	0	0
女性職員	23	23	2	14	6	1	0	0	0	0
計	31	31	4	19	7	1	0	0	0	0

(単位:人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中 心	時間型 中 心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	8	7	1	0	8	3	0	0	4	0	1
女性職員	23	19	4	0	23	5	5	6	0	1	6
計	31	26	5	0	31	8	5	6	4	1	7

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (令和3年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0
女性職員	8	8	0	4	4	0	0	0	0	0
計	14	14	0	10	4	0	0	0	0	0

(単位:人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	6	3	2	0	1	0	0
女性職員	8	3	2	0	1	0	2
計	14	6	4	0	2	0	2

5 職員の休業に関する状況（令和3年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	1
	0
女性職員	0
	0
計	1
	0

(注) 上段は、令和3年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和3年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	2	1	1
	0	0	0
女性職員	0	0	0
	2	2	0
計	2	1	1
	2	2	0

(注) 上段は、令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いていない者の数です。

イ 取得状況（令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	2	0	0	1	0	1	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	1	0	1	0	0

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	1	1	0	2
女性職員	0	0	0	0
計	1	1	0	2

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	1	1	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	0
	3	3	0	0	0
計	3	3	0	0	0
	3	3	0	0	0

（注）上段は、令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者の数、下段は配偶者同行休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 承認期間（令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	0	0	1	1
女性職員	1	0	1	2
計	1	0	2	3

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

（単位：人）

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に新たに育 児休業等が取得可能と なった職員数
		男性職員	a	354	2	30	384	3
b	24		1	18				
c	1		0					
d	5							
女性職員	a	1,206	126	292	2,656	174	700	1,209
	b	1,450	47	408				
	c	0	1					
	d	0						
計	a	1,560	128	322	3,040	177	748	2,963
	b	1,474	48	426				
	c	1	1					
	d	5						

（注）a段は、令和3年度中に新たに取得した者の数、b段は、期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、子の出生以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和3年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

（ア）育児休業承認期間 （単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	294	48	7	2	1	2	354
女性職員	46	251	292	273	137	207	1,206
計	340	299	299	275	138	209	1,560

（イ）育児短時間勤務承認期間 （単位：人）

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	1	0	0	1	2
女性職員	6	5	7	108	126
計	7	5	7	109	128

（ウ）部分休業承認期間 （単位：人）

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	24	6	0	0	0	0	30
女性職員	178	38	5	30	38	3	292
計	202	44	5	30	38	3	322

（単位：人）

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	9	13	3	5	30
女性職員	53	117	60	62	292
計	62	130	63	67	322

（5）大学院修学休業の状況

ア 取得者数 （単位：人）

	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	0
	0
計	0
	0

（注）上段は、令和3年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間（令和3年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

（単位：人）

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和2年度	令和3年度										
0	0	1	0	731	746	0	0	732	746	0	0

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和2年度	令和3年度										
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	1	0	731	744	0	0	732	744	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
合計	0	0	1	0	731	746	0	0	732	746	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和2年度	令和3年度								
5	18	12	13	7	7	13	8	37	46

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和2年度	令和3年度								
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	2	9	3	9	3	4	8	5	16	27
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	1	6	6	0	0	0	0	1	7	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	2	3	3	4	4	3	5	2	14	12
合計	5	18	12	13	7	7	13	8	37	46

(注) 令和2年度の数字は病院局の数字が含まれます。

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和3年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 1月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「事務処理誤りを防ぐための組織的な対応」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 各所属における職場教養において、グループ討議等の方法により職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（令和3年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN、通知等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和3年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和3年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	330	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、Jリーグの審判員、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,921	
警察本部長	61	
計	3,312	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和2年度退職者及び令和3年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	10	9	19
研究職	0	0	0
医療職	0	3	3
技能職	1	0	1
教育職	0	19	19
警察職	8	10	18
企業職	3	3	6
合計	22	44	66

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和3年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和3年度教職員研修計画
警察本部長	令和3年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	4,804人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 37コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,309人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	331人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 22コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,242人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 22講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,142人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 24講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,687人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 44講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～3日	1,626人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	689人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 29回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	9日間 ~59日間	536人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される（された）職員	埼玉県警察学校	12日間 ~26日間	149人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 28課程 47回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日間~ 15日間	1,013人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 156課程 255回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ~51日	8,270人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度
 <知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,892人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,986人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,699人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 549人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 7,625人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会 マイセレクション事業	バレーボール等 中止 スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 22,063人	各所属 全員	○	○	○
	その他	サークル活動の促進 17件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 582人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 27,983人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 461人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,517人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,312人	全員	○		
	がん検診	胃 2,523人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 62,338件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	年代別セミナーの開催 950人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,183 人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 6,196 人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 292 人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 6,878 人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 10,634 人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,623 人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 219,564 件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 3,074 件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2 件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,407 件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 420 件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 862,756件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 17,336件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 9件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 8,424件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,747件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和3年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 317,687 件	該当者		○	
		育児休業手当金等 1,640 件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,138 件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 744 件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（令和3年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	32	12	44
教育委員会	378	42	420
警察本部長	135	13	148
計	545	67	612

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和3年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は令和3年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人（21歳～29歳） 平成12年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和4年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 令和3年6月20日	第1次合格発表日 令和3年6月29日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 （一般行政、警察事務は50問出題（選択解答制） 40問解答）120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含む個別面接、適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備（新方式）				
	設備（警察）				
	総合土木				
	総合土木（新方式）				
	建築				
	建築（新方式）				
	化学				
農業					
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、適性検査
免許資格職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人（23歳～35歳）で、薬剤師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題（選択解答制） 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、適性検査

	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和4年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和4年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和3年9月26日	第1次合格発表日 令和3年10月6日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 専門試験(設備、総合土木、 司書) 択一式40問 120分 第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
	設備		第2次試験日 令和3年10月14日～ 10月28日	最終合格発表日 令和3年11月25日	
	総合土木				
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					
免許資格職職員 採用試験	司書	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの人 			
	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、栄養士の免許を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者職員 採用試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 令和3年9月26日	第1次合格発表日 令和3年10月19日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験Ⅰ 1題 75分 第2次試験 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接、 適性検査 第3次試験 人物試験Ⅱ 個別面接
	心理		第2次試験日 令和3年10月31日	第2次合格発表日 令和3年11月16日	
	設備		第3次試験日 令和3年11月28日	最終合格発表日 令和3年12月10日	
	総合土木				
	建築				
	農業				

警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年5月9日	第1次合格発表日 令和3年5月21日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120 分
	II類	・昭和61年4月2日～平成14年4月1日に 生まれた人(19歳～34歳)で、短期大 学又は専修学校(2年制以上の専門課 程で年間授業時数が680時間以上のも のに限る。)を卒業した人又は令和4年 3月までに卒業見込みの人等に限る。)	第2次試験日 令和3年6月4日～6 月27日	最終合格発表日 令和3年8月18日	論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験におい て行う 第2次試験 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
	III類	・昭和61年4月2日～平成15年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当しな い人(18歳～34歳)			
	国際捜査 I類	・前記I類の受験資格を有する人で語学 (受験言語)が堪能な人			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			国際捜査I類、サイバー犯 罪捜査I類、II類
	サイバー犯 罪捜査I類	・前記I類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 (ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。)に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第1次試験 専門試験I 記述式 90分 論(作)文試験 1題 60分 (※) ※評価は第2次試験におい て行う
	サイバー犯 罪捜査II類	・前記II類の受験資格を有し、独立行政 法人情報処理推進機構が実施する経 済産業省認定の情報処理技術者試験 (ITパスポート試験及び情報セキュ リティマネジメント試験を除く。)に 合格している人及び合格する見込み の人又は情報処理安全確保支援士と なる資格を有する人又は有する見込 みの人			第2次試験 専門試験II 口述式 人物試験 個別面接、 適性検査 身体検査 体力検査
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月ま でに卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年9月19日	第1次合格発表日 令和3年10月4日	
	II類	・昭和61年4月2日～平成14年4月1日に 生まれた人(19歳～34歳)で、短期大 学又は専修学校(2年制以上の専門課 程で年間授業時数が680時間以上のも のに限る。)を卒業した人又は令和4年 3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和3年10月9日～ 10月31日	最終合格発表日 令和3年12月22日	
	III類	・昭和61年4月2日～平成16年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当しな い人(17歳～34歳)			
	武道・体育 指導I類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いづれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの			

		人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは令和4年3月までに 卒業見込みの人又はこれらの人と同 等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和3年5月9日～ 9月19日	第1次合格発表日 令和3年6月15日～ 10月27日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和61年4月2日～平成16年4月1日に 生まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～34歳)	第2次試験日 令和3年7月17日～ 11月20日	最終合格発表日 令和3年12月22日～ 令和4年1月21日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 169	人 1,681	人 1,183	人 590	人 476	人 284	倍 4.2
	福祉	37	78	50	32	28	16	3.1
	心理	11	50	33	28	26	16	2.1
	設備	12	52	32	25	17	9	3.6
	設備(警察)	2	5	5	2	2	2	2.5
	総合土木	41	99	76	69	46	29	2.6
	建築	5	20	15	13	10	5	3.0
	化学	5	37	27	20	15	5	5.4
	農業	14	83	55	50	41	16	3.4
	林業	6	14	11	8	7	5	2.2
警察事務職員採用上級試験		21	192	117	87	76	27	4.3
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		24	244	183	83	73	30	6.1
免許資格職職員採用試験	薬剤師	5	36	28	20	17	9	3.1
	獣医師	13	30	19	19	15	14	1.4
	保健師	20	37	31	29	28	22	1.4
	司書	6	127	97	24	19	8	12.1
	栄養士	2	41	26	14	11	5	5.2
職員採用初級試験	一般事務	11	259	211	65	42	20	10.6
	設備	2	2	1	1	1	1	1.0
	総合土木	4	8	6	5	3	2	3.0
警察事務職員採用初級試験		10	159	136	55	36	12	11.3
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		18	171	148	94	69	37	4.0
経験者職員採用試験 ※2	一般行政	5	239	135	20	19 6	6 5	27.0
	心理	5	15	10	9	9 5	6 5	2.0
	設備	5	36	19	19	16 8	8 7	2.7
	総合土木	6	28	20	17	17 8	9 7	2.9
	建築	2	14	9	7	6 4	5 3	3.0
	農業	3	30	22	10	10 4	4 3	7.3
職員採用試験 計		464	3,787	2,705	1,415	1,135	604	4.5

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	147	2,569	1,325	986	805	233	5.7
警察官男性	II類	40	1,046	657	432	291	40	16.4
警察官男性	III類	130	2,084	1,023	653	572	142	7.2
警察官女性	I類	25	803	440	274	221	41	10.7
警察官女性	II類	13	418	220	116	83	15	14.7
警察官女性	III類	22	666	307	170	135	26	11.8
国際捜査	I類	5	29	21	15	14	3	7.0
武道・体育指導	I類	6	13	11	8	8	4	2.8
サイバー犯罪捜査	I類	1	10	6	4	1	0	-
サイバー犯罪捜査	II類	1	15	10	7	5	1	10.0
県外募集	I類	4	55	47	5	3	2	23.5
県外募集	III類	21	57	49	2	2	0	-
警察官採用試験 計		415	7,765	4,116	2,672	2,140	507	8.1

(2) 採用選考の実施状況（令和3年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	47	47
定例選考 ※2	131	71
障害者選考	175	23
就職氷河期選考	646	15

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は令和3年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	175	23	7.6	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人（17歳～58歳） 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考 令和3年10月17日 第2次選考 令和3年11月13日	1次合格発表日 令和3年11月5日 最終合格発表 令和3年12月7日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	646	15	43.1	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人（35歳～50歳） 	第1次選考 - 第2次選考 令和3年10月12日～10月25日、11月4日 第3次選考 令和3年12月3日	1次合格発表日 令和3年9月29日 第2次選考 令和3年11月25日 第3次選考 令和3年12月17日	1次選考 書類選考（申込時に提出） 2次選考 基礎能力検査 適性試験 3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（令和3年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,729	人 1,714	人 429	人 427	人 130	人 129	人 70	倍 24.5
警部補	2,667	2,645	578	575	253	253	180	14.7
巡査部長	2,556	2,533	613	609	405	405	275	9.2

(4) 昇任選考の実施状況（令和3年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	55	55
課長級	93	93
副課長級	150	150
主幹級	243	243
主査級	228	228
警部	1	1
警部補	0	0
巡査部長	8	8

職員任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 234	人 167	人 79	人 44	人 75	倍 2.8

*申込者数には、第1次試験免除者44人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和3年9月9日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給

令和3年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、較差が小さいことから給料表、諸手当とも改定を行わない。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
382,159 円	382,067 円	92 円 (0.02 %)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 42.3 歳

(2) 特別給

令和2年8月から令和3年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.14月分上回ったことから、職員の年間支給月数を4.30月に引き下げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.31 月	4.45 月

2 定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見

(1) 意見

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する制度は国に準じたものとするのが適当

(2) 具体的措置

ア 定年制度の見直し

- ・ 定年を段階的に引き上げて原則65歳とすることを条例に定めることが必要
- ・ 情報提供・意思確認制度の計画的な推進が必要
- ・ 現行の再任用制度と同様の措置を暫定的に運用することが必要

イ 管理監督職勤務上限年齢制

- ・ 管理監督職勤務上限年齢は原則60歳とすることが適切
- ・ 能力・経験を生かせる職務等の検討が必要

ウ 定年前再任用短時間勤務制

- ・ 職員の意思に基づく勤務となることが重要
- ・ 能力・経験を生かせる職務等の検討が必要

エ 60歳を超える職員の給与

次の措置を講ずることが適当。なお、給与の引下げは当分の間とし、60歳前の給与カーブも含めた在り方の検討が必要

- ・ 当分の間、給料月額は60歳前の7割の額を支給
- ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う差額を給料に加算
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の給与は、現行の再任用職員と同様の取扱い
- ・ 降格時の給与決定の在り方の検討等

オ 新規採用の計画的な継続

- ・ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置が必要

- (3) 実施時期
令和5年4月1日
情報提供・意思確認制度は令和4年度中

3 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 公務員試験の申込者数の減少、民間の内定状況など、採用動向を注視し、変化に対応することが必要
- ・ 民間など様々な経験やスキルを持つ幅広い人材を確保することが重要
- ・ 多様な人材の確保の観点から、採用試験等の在り方の検討が必要

(2) 人材の育成

- ・ OJTを十分に機能させるため、役付職員が自覚し、指導育成に必要な能力を日頃から磨くことが重要
- ・ 共生社会の実現に向け、障害を有する職員が活躍できる働きやすい職場環境づくりに努めることが必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 主査級昇任試験における受験者の負担軽減、意欲向上を図る取組が必要

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）を十分に理解し、固定観念や性別による役割分担意識等の解消を図ることが重要

(5) 新型コロナウイルス感染症対策の下での働き方

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務は、担当課の定数増、外部委託の拡大などによる職員の負担軽減の検討が必要
- ・ 多様な働き方の推進などに、テレワークや時差通勤等を生かすことが必要

(6) 仕事と生活の両立支援の推進

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和に係る法改正があった場合、遅滞なく実施できる準備が必要
- ・ 男性職員の育児休業、育児関連休暇の取得の促進が必要
- ・ 不妊治療のための休暇の新設が必要（原則1年につき5日）

(7) 総実勤務時間の縮減

- ・ デジタルトランスフォーメーションは事務事業の更なる効率化にも資するため、推進していくことが必要
- ・ 恒常的な長時間の時間外勤務には、業務量に応じた適切な組織体制や、職員配置などによる対応が必要

(8) 心身の健康管理

- ・ 採用後間もない職員に対し、所属全体の取組として、こまめな声掛けなど円滑なコミュニケーションの下で、不安なく業務に取り組めるよう配慮が必要

(9) ハラスメントの防止

- ・ 職員一人一人が理解を深め、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などが必要
- ・ LGB T Qなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じないよう、理解促進のための取組が必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和3年度中に処理したもの なし

(2) 係属中のもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和4年(措) 第1号事案	知事部局 主任(任期 付)	帰任に係る旅費の支給	R4.3.25	係属中	

係属中 計1事案1件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和3年度中に処理したもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和3年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	R3.2.5	R3.4.6 審査終了	
平成31年(不)第1号再審査案	埼玉県教育委員会	減給処分	R3.2.15	R3.4.21 取下書受理	
令和元年(不)第3号事案	埼玉県知事	懲戒免職	R1.7.16	R3.6.22 処分承認	
令和3年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	人事評価	R3.6.28	R3.7.27 却下	
令和2年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R2.12.25	R3.11.18 処分承認	
令和元年(不)第3号再審査案	埼玉県知事	懲戒免職	R3.9.18	R3.11.18 却下	

処理 計6事案6件

(2) 係属中のもの

(令和4年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12 外	係属中 12件	
令和3年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R3.8.24	係属中	
令和4年(不)第1号事案	埼玉県警察本部	真正な意思に基づかない 辞職承認処分	R4.3.23	係属中	

係属中 計9事案14件